

## 第 761 回神奈川県海区漁業調整委員会議事録

日 時 令和 5 年 9 月 25 日 (月) 13 時 56 分～15 時 13 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 9 階 「議会第 5 会議室」

### 議題

#### 1 諮問事項

- (1) 小型機船底びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 1)
- (2) 固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 2)
- (3) さより機船船びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 3)
- (4) うなぎ稚魚漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 4、4-1)

#### 2 協議事項

- (1) 令和 5 年度全国海区漁業調整委員会連合会第 58 回東日本ブロック会議への提出要望及び出席委員について (資料 5-1～5-3)

#### 3 報告事項

- (1) 定置、区画、共同漁業の免許について (資料 6-1～6-3)

#### 4 その他

- (1) 令和 5 年 12 月の委員会開催日程について
- (2) その他

#### [配布資料]

- ① 東京海区漁業調整委員会指示 (参考資料 1)
- ② 福島海区漁業調整委員会指示 (参考資料 2)

### 出席者

- ・ 委員 漁業者委員 青木 勇、青木 勝海、石橋 英樹、大竹 清司、小澤 紳一郎、黒川 和彦、小菅 君明、小山 雄輔、福本 憲治、宮川 均、山田 正行
- 学識経験委員 鵜飼 俊行、櫻本 和美、玉置 泰司
- 中立委員 小坪 淳子
- ・ 事務局 山本事務局長、荒井事務局長代理、竹村主事
- ・ 県水産課 石黒担当課長、照井 GL、相澤副技幹、菊池副技幹、村尾主事、遠藤技師、野口技師、中川技師、伊藤主事

議 事

山本事務局長

それでは、これより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況につきまして、御報告いたします。

本日は、委員 15 名中 15 名の委員の出席をいただいております、漁業法第 145 条第 1 項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長、よろしく願いいたします。

議 長  
(櫻本会長)

それでは、ただいまから第 761 回の委員会を開催します。

諮問事項が 4 件、協議事項が 1 件、報告事項が 1 件とその他となっております。

議事に入ります前に、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

石橋委員、鵜飼委員、よろしいでしょうか。

両委員

了 承

議 長

それでは、石橋委員、鵜飼委員、よろしく願いいたします。

議事に入ります。

まず、諮問事項（1）「小型機船底びき網業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 野口技師

【資料 1 に基づき説明】

議 長

この件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同

了 承

議 長

それではそのように決定します。

続いて、諮問事項（2）「固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 伊藤主事

【資料 2 に基づき説明】

議 長

この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同

了 承

議 長

それではそのように決定いたします。

続いて、諮問事項（3）「さより機船船びき網漁業に係る制限措置及び申

請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 伊藤主事  
議 長

【資料3に基づき説明】

この件につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同  
議 長

了 承

それでは、そのように決定いたします。

続いて、諮問事項(4)「うなぎ稚魚漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 伊藤主事  
議 長

【資料4に基づき説明】

新規の知事許可漁業ということですが、この件につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

はい、鵜飼委員、お願いいたします。

鵜飼委員

大変、御苦勞されたような気がするのですが、何点か教えていただきたいのですが。

この操業区域を基に漁協に許可を出す、もしくは個人に許可を出す、となっているのですが、この根拠ですとか違いは何なのか。

水) 相澤副技幹

はい、お答えいたします。

現行では、区域が共同漁業権のある区域ということになっていましたので、操業区域を共同漁業権の免許としてお持ちになっている漁協に特別採捕の許可を出すということで、秩序を保った採捕が行われてきたということでした。

知事許可漁業化された後も、共同漁業権の区域であることから、漁場監視等の点で管理が確実であるということから、漁業協同組合に許可する場合がありますということでした。

漁協の方にヒアリングをして、これまで特別採捕で漁協が受けていたけれども、知事許可漁業化する際に、個人に許可する方が漁協としてよろしいのか、あるいは漁協に許可をするのかということも併せてヒアリングをしたのですが、両方の意見がございまして、ある漁協は個人に許可を出してくださいますと、ある漁協は定款を変更したうえで漁協の自営事業としてやりますといった御意見がございましたので、漁協と相談のうえでどちらにするか決めさせていただいているところです。

加えて申し上げますと、共同漁業権の漁場だということもございまして、漁場の監視ですとか、あるいは、その採捕人からの申請書の取りまとめ等についても、漁協の御意見を伺いながら進めさせていただいております。申請書は漁協を通じて出させていただき形で整理させていただいております。

鵜飼委員

よくわからないのですけれども、これ、漁協にとってはどちらにメリットがあるのですかね。

今おっしゃるところのお話ですと、要は、自分のところに許可をもらったほうが良いという漁協には許可を出している。そうではなく、個人個人に許可を出してもらいたいという漁協には、個人に許可を出す。

ですが、いずれも漁協を経由している。漁協は手続きをしなければいけないのですよね。その辺が明確によくわからないのですけれども。片方は雇用契約を結んでいると。

水) 相澤副技幹

漁協の御希望もあり組合に許可をするという方針なのが、大磯二宮組合さんなのですけれども、一般の方も含まれるということになっております。こちらは雇用契約を結ぶということで、漁協と採捕人の関係を明確にするということでございました。

それぞれのメリットとデメリットでございましてけれども、漁協に許可した場合には、金銭、うなぎ稚魚の水揚げ高のやりとりといった事務が非常に多くなるということと、万が一違法な、法に基づかないような操業があった場合に、漁協に許可をした場合には、採捕人の違反であっても漁協が取締りの対象、処分の対象になるおそれもありまして、そのようなことも含めて個人の許可にするのか、あるいは漁協の許可にするのかを、各漁協がお考えになっていると思います。

鵜飼委員

いずれにしても漁協の判断なのですね。

水) 相澤副技幹

はい。許可をするにあたって、実態調査のような形でヒアリングをさせていただいて、このような制限措置を定めさせていただいたところです。

鵜飼委員

参考資料1を見させていただいて、個人に関する許可については、いわゆる反社会的な部分については県警の照会をしているのですけれども、組合に許可する場合、採捕従事者に組合員以外の方が入るとなると、これはどうされるのですか。

水) 相澤副技幹

組合さんの定款の中に、反社会的な暴力団に関する規制の項目が入っているということもございまして、組合さんの方でこちらの暴力団員照会については担保されているということです。

鵜飼委員 どう担保されているのですか。ここが一番問題だと思うのですよ。この問題は一つ大きいのかなと。しっかりそこは担保すべきだと思います、県の方で。

それからもう1点は、国の方で池入れの制限がございますね。個人に関する許可については、基本的には採捕人と仲買人でやりとりがあって、それがフィードバックされて漁協を通して県に報告が上がっていくと思うのですけれども、組合に関する許可の方については、採捕人は単なる出荷だけして、その数字については何ら漁協に報告はないのですけれども、これはどういうふうにされるのですか。

水) 相澤副技幹 組合に許可する場合、仲買人から漁協に採捕の量も含めた伝票が行きますので、それで漁協は採捕量を把握できるということです。

鵜飼委員 伝票で数字を把握するのですか、これは報告させないのですか。

水) 相澤副技幹 はい、漁協に許可をしますので、法的に義務が発生するのは漁協です。漁協はその数量を把握するにあたり、仲買人さんから上がってきたデータを基に、それを集計するという考え方です。

鵜飼委員 仲買人さんから数字をもらうということですか。

水) 相澤副技幹 はい、そういうことです。

鵜飼委員 これはしっかり確立されているのですかね。

ここが今までの特採で一番、漁協が発表する数字と仲買人が発表する数字で大きく乖離していたという現実がありますよね。そこはしっかり押さえておいた方が良く思うのですけれども。せっかく知事許可にして制度を改めたのですから。

私が思うにはその2点で、数字をしっかり押さえるということと、反社の部分をしっかり押さえるということが、今回の許可の制度としては重要なのかなと。

そこが盛られている案であれば結構ですけれども。

水) 相澤副技幹 県はこれまでの特別採捕で、委員がおっしゃるように双方向から把握していたところもあるかと思しますので、従前の方法も併せて検討しながら、適正に数字の把握と指導をしていきたいと思います。

鵜飼委員 よろしく願いいたします。

以上です、ありがとうございます。

議 長 他に御意見、御質問等ございますでしょうか。

1点よろしいでしょうか。

全国的に池入れの総量が決まっておりますよね。そうすると、非常に過当

競争になるような懸念はないのでしょうか。

水) 相澤副技幹

実際は、国の示している数字には余裕があるということで、そこまでなかなか辿り着かないだろうというのが実際のところで、比較的通常どおりの操業をしていただければ大丈夫であると理解しております。

議 長

わかりました。

他に特段御意見がないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同

了 承

議 長

それでは、そのように決定いたします。

続いて、協議事項(1)「令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会第58回東日本ブロック会議への提出要望及び出席委員について」を議題とします。

資料内容等について、事務局から概要の説明をお願いいたします。

事) 荒井代理

**【資料5-1～5-3に基づき説明】**

議 長

この説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

それでは私の方から1点、意見を言わせていただきたいんですけども、先月の会議でお配りいただいた資料と今日お配りいただいた資料の後ろの方の5ページに、クロマグロの適正利用というところがあるのですが、水産庁の方の右側の回答3の②のところ少し引っかかります。そこに何と書いてあるかと言いますと、「そのため科学的には親魚の漁獲を控える場合、産卵期かどうかは重要ではなく、小型魚の漁獲を規制する方が将来の親魚資源回復に大きく貢献するものとされている。」こういう記述があるのですね。これはこちら側のどういう要望に対する答えかという、産卵時期や産卵場における操業制限をすべきではないかという、つまり親魚の規制をもう少し強化した方が良いのではないかという要望に対して、小さいものを保護した方が資源を増大させるためには有効なのだというようなことが、回答として来ているわけです。

それは確かにそうなのですが、これに関して中西部太平洋マグロ類委員会北小委員会に向けた太平洋クロマグロ資源状況に関する説明会というのが、本年の6月6日に開催されたようなのです。その時の資料がインターネット上であって、その資料を見ますと、30ページぐらいある資料なのですが、その6ページにこういう図が載っているのです。この図はどのような図かという、縦軸が漁獲死亡係数、漁獲の強さを示す値だと思っただけであればいいのですが、横軸は年齢になっていますので、どういう年齢に

対してどれぐらいの漁獲圧がかかったかということが、この図からわかるということです。この水産庁の6月6日の説明会ではこの図を示して、その基準年、2002年と2004年の値が図の点線で示したところです。それに対して2011年と2013年が太い点線で示してあるところです。それから、実線が2018年と2020年。この2018年と2020年の値が非常に低くなっている。ですから、資源の回復に効果があったのだという、そういった言い方をしているわけですね。それは少しおかしいのではないかというのが、私の感じたところです。

これは逆に言うと、その裏のページにありますけれども、2018年と2020年の漁獲死亡係数を2002年、2004年と比べると、先ほどの図の一番上の点線と実線を比べていただければいいのですけれども、0歳のところを見ると、点線が0.6ぐらいの値に、実線が0.2ぐらいになっています。つまり3分の1ぐらいになっているわけですね。1歳のところを見ますと、一番上の点線と実線を比べると、これは5分の1ぐらい。点線は1を超えていますけれども、実線のところは0.2のちょっと上ですから、大体5分の1ぐらい。2歳を見ますと、点線は0.7ぐらいの値で、実線は0.1ぐらいですから、7分の1ぐらいになっていると。もの凄く低くなっているということです。つまり、どういうことかと言いますと、0、1、2歳の若齢魚に対する漁獲圧力を非常に低くしてしまったということなのです。このように、急激に、また極端に若齢魚の漁獲圧を下げたことが、結局、日本沿岸に起こった大混乱の原因だということです。

もともとは2002年から2004年の漁獲量を半分にするという話だったので、半分もかなり厳しいのですけれども、実際はどうだったかということ、5分の1とか3分の1になってしまっていたということなのですね。ですから、非常に厳しく漁獲圧を削減してしまったために、大混乱になったと。

結果として資源は増えたのですけれども、その資源を増やす代償として、沿岸の漁業者の方がもの凄い負担を払ったと、そういう構図になっていると。ですから、その資源を増やす、資源管理という面では成功したかもしれないけれども、漁業管理、漁業経営という面では失敗したのではないか。そういうことを水産庁はきちんと認めるべきだという意見を述べてみたのですけれども、何か質問等ございましたら。

確かに小さいものを保護した方が効果は大きいのですよね。0歳のものを1トン採るところ、採らないで大きくさせたら、それはうんと資源が増えますから、その方が効果あるのですけれども、こんなに漁獲圧を極端に減らし

てしまったために、実際に大混乱になったわけですね。

ですから、それは明らかに管理の失敗であり、資源変動の見積りの失敗であり、そういう失敗をきちんと認めてくださいと、そういうことなのですからけれども。

鵜飼委員  
議長

これというのは想定できたのですかね、その時点で。

十分慎重にしていれば想定はできた、あるいはそういう可能性も考えてやるべきだったものを、一切そのような可能性を考えていなかったということですね。つまり、当時の資源状態が本当に悪かったものですから、そのような悪い資源状態で、加入量がこんなにも増えるなどとは水産庁は思っていなかったということですね。

漁獲量の半分にすれば十分だろうと思っていたのが、加入がとてもよかったものですから、実際には漁獲圧をものすごく減らしてしまったということになります。もう少し緩やかに規制をしていても、もちろん資源は増えたし、こんなに大混乱にもならなかったと。

鵜飼委員  
議長  
鵜飼委員  
議長  
鵜飼委員  
議長

負担すぎたということですか。

はい。

もう少し慎重であればよかったということですね。

そういうことです。

わかりました。

これは明らかに失敗なので、そういう失敗を水産庁はきちんと認めてくださいと、これは主張しなければいけないと思います。

私からは以上ですが、他に何かございますか。

小菅委員

ミニボートの件で先日の委員会の際に言わせていただいたとおり、迷いはありますが、継続は力ということで、継続するのは結構なのですけれども、何か一つじっくりこない。

事故防止の観点にした場合はどうしても法整備が必要になってくるのですけれども、法整備がなくても、少なくとも夜間と登録制ぐらいは何とかしていただきたい。

機械を売るというのは、あくまでもエンジンなので、手こぎではないので、そのくらいは何とかしてもらいたいというのはあります。そのためには継続してこういうものを出していないと、どこかで終わってしまうのかなという感じもあるので。継続する分には、出した以上なかなか辿り着けるかどうかかわからないですけど、その辺だけでも重点的に、何とか危険を回避するための方法を。

あと、誰が乗っているかが分からないのが実情で、もう捨てたボートなのか、それとも本当に遭難したボートなのか分からないことも1件2件あるので、そういう観点ぐらいはせめて何とかして欲しいという気持ちはあります。最初に出した頃に比べると安全教育等もしているようなので、多少は認識があると思いますが。

免許は必要がないのもう免許とは言わないでしょうけれど、そういうものがもう少し浸透してもらえれば。

国の答えを見ると、水産庁は「国交省の管轄なので」で終わっていて、この辺を何とかしてもらいたいというのはありますので、ぜひその辺を重点的にお願いできればと思います。

議長

はい、ありがとうございます。

他に御意見等ございますでしょうか。

福本副会長

ジェットスキーの乗り入れは禁止できても、これについてはできないのですか。

議長

何の規定もないので、できないのです。

福本副会長

できないのですね。

青木勝海委員

海水浴とかそういうところは、うちは出入り禁止にしていますけれども。

小菅委員

うちもなるべく入ってこないでくれと。

福本副会長

ミニボート出入り禁止というのは駄目なのですか。例えば東部でしたら、東部からどこの岸壁から出てはいけないという。

小菅委員

漁協からは出していないですよ。

福本副会長

勝手に出てしまうわけではないですか。ですから、勝手に出ては駄目だというのはできないですかね。

黒川委員

それは行政では。横須賀の港湾局と。

山本事務局長

ジェットスキーを禁止にしているというのは、港湾や漁港などについて、県や国といった管理者が条例や規則等で定めていると思います。ただ、一般の海岸となると、それをできるのは海岸管理者ということになるのですが、基本的に海岸は利用が自由という原則になってしまっているのです。港湾や漁港では、漁業生産や海運といった目的に不具合が生じないように条例や規則で制限をかけることができるのですが、一般の海岸では、なかなか法規制というのは難しいのが事実です。

議長

よろしいでしょうか。

そうしますと、令和6年度の要望案ですけれども、先月の会議や今日いただいた意見を盛り込んだような形に若干修正をするということで、細かい修

正の文言につきましては担当者の方と意見を言っていた方の御了解を得て最終案を決めるということでよろしいでしょうか。

委員一同  
議長

了 承

では、そのように決定いたします。

それから出席者ですけれども、会長のほか1名ということで、前回は宮川副会長が御出席されましたが、いかがでしょうか。

委員一同  
議長

協 議

では、出席者は、私と宮川副会長で決定させていただきます。

続きまして、報告事項（1）「定置、区画、共同漁業の免許について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 相澤副技幹  
議長

【資料6-1～6-3に基づき説明】

この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、本件は報告事項ですので了承ということでよろしいでしょうか。

委員一同  
議長

了 承

それではそのように決定します。

以上で本日の議題は終了となりますが、最後に委員の皆様から何か御意見等ございますでしょうか。

はい、お願いします。

青木勇委員

最近、キハダマグロの遊漁船が結構、真鶴沖に来ているのですけれども、定置網の保護区域まで入ってきてやっているのですよね。県公報に出たものが、各漁協で周知徹底されていないのではないかと思います。

午前中は定置網のメンテナンスをしたりして沖にいるので、寄って来れば、寄らないようにと言っているのですが、午後はいなくなってしまうので、入ってきているかどうかというのは分からないのですけれど。

保護区域と言っても実際に距離を測っているわけではないので、実際に入っているかどうかというのは確定できないのですけれど、沖でメンテナンスの仕事をしている者から見れば、もう何十回と来ているので、圧迫されるような感じで、すぐそばに見えるわけですよね。

その辺を各漁協に、委員会として周知徹底できないかと思うのですけれど、どうなのでしょう。

山本事務局長

そういった事実があるということでしたら、保護区域ですから委員会指示をしっかりと守ってくださいという通知を、改めて周知徹底を図るために出

すということが考えられるかと。

ただし、実際に違反になっているかの確認も必要かとは思いますが。

水) 相澤副技幹

定置の保護区域に関しましては、漁業取締船の「たちばな」とも情報を共有して、しっかり注意するように、取締るようにと話をしているところでございます。

今委員にお話しいただきましたように、詳しい時間ですとか、そういったことについて改めて漁協の方に問合せ、どのように注意喚起できるのか、取締りできるのかを考えて改善していきたいと思っております。

青木勇委員

よろしく申し上げます。

乗組員は皆、携帯を持っているので、そのような場合は写真を撮っておくようにとは言っているのですけれど。

レーダーか何かではっきりと距離を測っているわけではないので、実際に入ったかどうかというのは確定はできないのですが、罰則はどのようなのですか。

水) 相澤副技幹

知事からの裏付け命令があったうえで罰則が発生すると、法律で定められております。

水) 石黒担当課長

補足しますと、どのような事案でもいきなり罰則というわけではなく、委員会指示の場合は当然、まずは指導をしていくと。何度か文書指導等をし、なかなか聞かない場合には、委員会から知事に対して裏付け命令といって、要は、守らせるようにという意見が知事の方に来て、最終的には知事が命令を出すと。そこでまた聞かない場合には、いわゆる罰則という流れでございます。

ですので、基本的には「たちばな」で巡回し、他の定置保護区域についても遊漁船等は指導しておりますけども、そういったものを継続していくことで周知を図っていこうと思っておりますので、今後とも指導に取り組んでいきたいと考えております。

青木勇委員

定置の保護区域を知らない遊漁船業者って、結構多いのですよね。

例えば700メートルなら700メートルという、そういうものを知らない人たちが結構いるので、その辺を周知徹底できないのかなということですよ。

事) 竹村主事

8月に委員会指示を公報に登載した後、遊漁船業者にも、チラシを添付し委員会指示の発動を決定した旨の通知を送っているのですが、先ほど山本事務局長から申しあげましたように、指示が守られていないということであれば、再度通知を出すなど対応を検討して参りたいと思っております。

青木勇委員  
議 長

よろしくお願ひします。  
他に何か御意見等ございますでしょうか。  
ないようであれば、本日の委員会はこれで閉会とします。  
なお、次回は10月26日木曜日14時からの開催となっております。よろしくお願ひいたします。  
御協力ありがとうございました。

以上